

放課後等デイサービス利用料金表 (1日につき)

うちわけ 内訳	こうもく 項目	ないよう 内容	りょうきん 料金	りょうしやたんがく 利用者負担額 (1割)
きほんりょうきん 基本料金	①授業終了後に行う場合	区分1の1	6,560円	656円
		区分2の1	6,090円	609円
	②学校休業日(長期休暇)(振替休日)に行う場合	区分1	7,870円	787円
		区分2	7,260円	726円
かきん 加算	児童指導員等配置加算 *有資格者を配置した場合基本料金に加算	授業終了後に行う場合	90円	9円
		学校休業日に行う場合	120円	12円
	送迎加算(片道) *事業所が学校・自宅等まで送迎を行った場合		540円	54円
	児童指導員等加配加算 *常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等のために、基準を上回る数の指導員または保育士を1名以上配置している場合	理学療法士等を配置する場合	2,090円	209円
		児童指導員等を配置する場合	1,550円	155円
		その他従業員を配置する場合	910円	91円
	延長支援加算 *営業時間の前後にやむを得ない理由において支援を行った場合	1時間未満	610円	61円
		1時間以上2時間未満	920円	92円
		2時間以上	1,230円	123円
	家庭連携加算(月2回を限度) *ご家族への支援を強化するため、相談援助を行った場合	所要時間1時間未満	1,870円	187円
		所要時間1時間以上	2,800円	280円
	事業所内相談支援加算(月1回を限度) *障害児通所支援事業所において、障害児と家族等に相談支援を行った場合		350円	35円
	関係機関連携加算Ⅰ(年1回を限度) *障害児が通う保育所や学校等と連絡調整及び相談援助を行った場合 (個別支援計画に反映)		2,000円	200円
	利用者負担上限管理加算(月1回) *利用者が複数の事業所を利用している場合で、保護者から依頼を受け、事業所が利用者負担額の管理を行った場合		1,500円	150円
欠席時対応加算(月4回) *急病などにより、当日・前日・前々日に利用中止の連絡があり事業所が相談援助等を行った場合		940円	94円	

*代理受領の場合、総額の1割が利用者負担額となります。

利用者負担上限額

利用者負担上限額		しょうげんげつがく 上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(年収80万円以下)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(年収890万円以下)	4,600円
一般2	市町村民税課税世帯(年収890万円以上)	37,200円

*利用者の受給者証に記載されている「負担上限月額」以上の負担はありません